

令和 7 年度

学校開放利用の手引き

— 上田市学校体育施設開放事業 —

上田市教育委員会 教育施設整備室

<< 目次 >>

・ 利用者の皆様へ	・・・ 1
・ 学校体育施設の利用について	・・・ 2
・ 学校開放調整会議等について	・・・ 3
・ 災害発生時の対応について	・・・ 4
・ 学校体育施設の利用における基本的な遵守事項	・・・ 5
・ 学校施設 (校庭・体育館) 電灯使用料	・・・ 6
・ その他学校開放に関する情報	・・・ 7

利用者の皆様へ

上田市は、生涯学習の振興、一般スポーツの推進・振興の一環として、市立小中学校の体育施設を学校教育に支障がない範囲で開放し、スポーツ団体の活動の場として提供しています。皆様の御理解と御協力により、学校施設の利用意識やマナーを守って御利用いただいておりますが、安全な事業の運用や施設の維持管理において、いくつかの問題も指摘されています。利用上のルールやマナーを守って利用していただきますようお願いします。

以上の内容を踏まえ、利用団体の代表者はもとより、利用者全員がこの手引きを熟読いただき、安全な学校開放の運営に御協力いただきますようお願いいたします。

学校体育施設の利用について

■ 趣旨

社会体育の普及振興を図るため、学校体育施設を学校教育に支障のない範囲で一般市民の利用に供する。

■ 対象

上田市内に在住、在勤または在学する者で組織し、かつ成人の指導者のある団体。

■ 開放日及び開放時間

体育館

小学校・・・> 18:00～21:00(通年)

中学校・・・> 19:00～21:00(通年)

校庭

小・中学校・・・> 18:30～21:00(5月1日～10月31日)

※ 開始時間及び終了時間は厳守すること(準備、片付け、清掃まで含む)。

※ 日曜日、祝祭日、年末年始(12/29～翌年1/3)を除きます。

※ 学校都合(行事など)や改修工事等で使用できない期間があります。また、学校教育活動等を優先するため、開放時間を変更させていただく場合があります。

■ 利用までの申請・許可の流れ

✓ STEP1・・・> 団体登録の申し込み

利用を希望する場合は、希望する年度の前年度に、『学校体育施設開放利用団体登録申込書』を教育施設整備室まで提出してください。

利用登録の有効期間は、4月1日から3月31日までの最大1年間です。

※ 連絡用メールアドレスの登録について

学校開放の利用に関して事務連絡がある場合、電子メールにより行いますので、原則として、利用団体代表者または連絡担当者のメールアドレスをご登録いただきますようお願いいたします。※インターネット環境が用意できない場合は、郵送等で行います。

✓ STEP2・・・> 利用希望の調整

利用希望が重複した場合は、調整会議にて団体間の話し合いにより利用調整を行っていただきます。調整後、利用予定団体を確定し、その年度は優先的に利用することができます。

✓ STEP3・・・> 利用申請(予約)

各団体の使用予定を学校に周知するため、利用日を含め5日前までに、利用許可申請書を教育施設整備室窓口に出し、電灯使用料を納付してください。

※ 申請が遅れた場合、使用できない場合があります。

※ 同日同時間を複数団体で利用するときは、必ず支払団体を決め、その支払団体が代表して利用許可申請書の提出と、電灯使用料の納付をしてください。

利用申請は最大3か月分までまとめて行うことができ、期間ごとに申請が可能となる日付は次のとおりです。

体育館

- ① 3月14日から・・・> 4～6月利用分
- ② 6月13日から・・・> 7～9月利用分
- ③ 9月12日から・・・> 10～12月利用分
- ④ 12月15日から・・・> 1～3月利用分

※ 一度に申請できる上限は3ヵ月までです。

校庭

- ① 4月15日から・・・> 5～7月利用分
- ② 7月15日から・・・> 8～10月利用分

◇ 使用料

施設使用料は無料となりますが、別紙の電灯使用料を納付してください。

※ 既納の電灯使用料は返金しません。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全額または一部を返金します(急遽、学校行事等が入った場合、雨天で校庭利用が出来なかった場合が該当)。

※ 同日同時間を複数団体で利用する時は、必ず「支払団体」を決め、支払団体が代表して電灯料納付を行ってください。支払団体は、他の団体から必要に応じて電灯料を徴収してください。

■ 鍵の貸出及び返却

体育館等の鍵の貸出、返却は、団体代表者の責任において、学校ごと所定の方法で行います。

※ キーボックスの暗証番号等は年度ごとに変更を行い、利用団体代表者あてに通知します。

■ 学校施設使用状況報告書の提出

施設利用後は、報告書を記入し学校へ提出してください(用紙は利用申請時に交付します)。

■ その他

◇ 学校行事や改修工事等により、急遽利用中止とする場合がありますのであらかじめご承知おきください(代替日・代替施設の用意はございません)。

◇ 校庭は、降雨等によりコンディションが悪い場合は使用を控えてください。判断に迷う場合は、直接学校に問い合わせてください。

学校開放調整会議等について

■ 学校開放調整会議

毎年度末(2～3月ごろ)に、翌年度の利用団体を確定するため、利用希望の調整会議を開催します。利用希望が重複した場合は、団体同士で話し合いのうえ利用調整をしていただきます。

■ 学校開放運営委員会

円滑な学校開放事業の運営を目的として、利用施設ごとに学校開放運営委員会を組織します。

◇ 構成及び運営委員長の選出

- ・ 学校(利用施設)ごとに運営委員会を構成する(構成員は各団体の代表者)。
- ・ 運営委員会ごとに運営委員長を選出する。

◇ 運営委員会として行うこと

- (1) 利用希望団体間の利用調整 ・ ・ > 調整会議にて行う
- (2) 支払団体の決定 ・ ・ > 調整会議にて行う
- (3) 清掃当番表の作成 ・ ・ > 調整会議にて行う
- (4) 利用施設の清掃 ・ ・ > 随時
- (5) トイレ等清掃用消耗品などの準備 ・ ・ > 随時

◇ 運営委員長の役割

- (1) 調整会議の議事進行役を務め、利用調整の結果を取りまとめる。調整会議終了後、利用日程表と清掃計画書を作成し、教育施設整備室へ提出する。
- (2) 必要に応じ、学校・教育施設整備室・利用団体との連絡及び日程調整を行う。
- (3) 問題等が生じた場合、緊急の運営委員会を招集する。

令和 8 年度の利用団体登録について

- ◇ 受付期間(予定) ・ ・ > 令和 7 年 12 月 15 日(月)～令和 8 年 1 月 30 日(金)
(2025 年 12 月号「広報うえだ」に掲載予定)
- ◇ 申 請 先 ・ ・ > 上田市教育委員会 教育施設整備室(上田市役所南庁舎 1 階)
- ※ 令和 7 年度に学校開放を利用する場合は、期間内に必ず登録申請を行ってください。
なお、個別に案内通知は行いませんので御承知おきください。
- ※ 登録申請書は教育施設整備室窓口または、上田市ホームページ上にあります。
- ※ 提出方法は、教育施設整備室窓口に提出または、郵送とします(郵送の場合は、締切日必着)。なお、FAX での提出は不可とします。

災害発生時の対応について

災害発生時は、学校は『避難所』となります。

災害が発生し学校が避難所となった場合、学校開放の利用は即中止し、安全を最優先とし適切な避難行動をとってください。学校が避難所となった場合は、災害が収束した後避難所が閉鎖され、安全に学校開放が行えるようになるまで、開放は中止となります。

また、『上田市メール』や『上田市公式 Twitter』、『上田市公式 LINE』では、避難情報、気象関連情報、地震関連情報等の情報を配信しています。以下の QR コードから登録が可能です。



学校体育施設の利用における 基本的な遵守事項

■ 施設の利用

- 1 申請の目的以外に使用しないこと
- 2 利用の権利を他に譲渡したり、転貸しないこと
- 3 施設の現状を変更した場合は必ず原状復帰をすること（例：固定されているサッカーゴールを移動した場合、必ず元の位置に戻し、固定する）
- 4 体育館内で、ボールを蹴る行為及び壁面に強くボールを当てる行為は絶対にしないこと
- 5 施設及び用具の安全を確認のうえ、利用すること
- 6 バスケットボールにおいて、ダンクシュートは絶対に行わないこと（設備が破損します）
- 7 照明を使用する場合は、利用終了後に必ず消灯すること
- 8 利用時間を厳守すること（準備・片付けも利用時間に含む）
- 9 施設及び用具を破損したときは、学校施設使用状況報告書にその旨を記入し、利用者の責任において修繕を行うこと
- 10 児童、生徒の物品の紛失または破損については、学校に状況説明をし、学校側との協議のうえ対応すること
- 11 18歳未満の子どものみでの利用はしないこと（鍵の持出し、返却も同様）
- 12 子供を連れ添う場合、保護者が目の行き届く範囲で行動をすること
- 13 水分補給を可とするが、施設に支障のないようにすること
- 14 使用後は、学校教育に支障のないように清掃（アリーナ、器具庫、トイレなど）を行い、利用時に出たごみは必ず持ち帰ること
- 15 重大事故等が発生した場合、直ちに適切な措置を講じるとともに、市・警察・消防等、関係機関に連絡をすること
- 16 体育館では必ず上・下履きの区別をすること
- 17 鍵の返却や施錠等、鍵管理を適正に行うこと。代表者がキーボックス暗証番号の管理を行い、他団体には絶対に教えないこと。鍵の管理（開け閉め含む）は成人の指導者が行うこと。また、団体内で番号を知る人は必要最低限に努めること
- 18 学校ごとの注意事項を遵守すること
- 19 学校施設使用状況報告書は、使用後、当日のうちに学校へ提出すること
- 20 学校生活に支障がでないように十分に配慮し、学校施設を利用すること

■ 禁止行為

- 1 火気の使用
- 2 学校敷地内での飲酒・喫煙
- 3 近隣住民に迷惑をかける行為
- 4 駐車指定場所以外への車両の乗り入れ、駐車
※ 特に、校庭への乗り入れが禁止されている学校では、絶対に乗り入れをしない
- 5 利用を承認された場所以外への立ち入り
以上の遵守事項に違反があった場合や、適切な施設利用に御協力いただけない場合等は、一時的な利用停止や、団体登録の抹消等の措置を取らせていただく場合があります。

学校施設(校庭・体育館)電灯使用料

種 別	学 校 名	使 用 料
校 庭	第一中学校、第三中学校、第四中学校、第五中学校、 塩田中学校、第六中学校	1 回につき 1,950 円
	西小学校、北小学校、塩尻小学校、川辺小学校、 神川小学校、豊殿小学校、塩田西小学校、南小学校	
体 育 館	第一中学校(アリーナ)、第二中学校(アリーナ)、第三中学校 (アリーナ)、第四中学校(アリーナ)、塩田中学校(第1体育館)、 第六中学校(アリーナ)	1 時間につき 290 円
	東小学校、西小学校、塩尻小学校、川辺小学校、神川小学 校、神科小学校、豊殿小学校、塩田西小学校、南小学校	
体 育 館	第一中学校(卓球場・武道場)、第二中学校(卓球場)、 第三中学校(卓球場・武道場)、第四中学校 (卓球場・武道場)、第五中学校(アリーナ及び武道場)、 塩田中学校(第二体育館及びトレーニングルーム)、第六中学校 (武道場)	1 時間につき 190 円
	清明小学校、北小学校、城下小学校、東塩田小学校、中塩 田小学校、浦里小学校、川西小学校	

その他学校開放に関する情報

■ 令和 7 年度 学校情報(令和 7 年 2 月時点の予定。変更になる可能性があります)

◇ 小学校

- * 照明 LED 化工事のため、下表に下線で示した学校で、1~2 週程度の利用不可期間が発生します。
- * 神科小学校・・・> 第五中部活動で使用するため、月～金は 19：00～21：00 の貸出しとなります。

◇ 中学校

- * 第五中学校(体育館)・・・> 改築工事のため、上野が丘社会体育館を代替体育館とします。
- * 第五中学校(校 庭)・・・> 改築工事のため、令和 9 年度末(予定)まで校庭の使用が不可となります。

No	学校種別	学校名	開 放 施 設 数					鍵の貸し出し	
			校 庭	体育館	トレーニング ^a	卓球場	武道場	校 庭	体育館
1	小学校	<u>清明小</u>		1					ボックス
2	小学校	<u>東小</u>		1					ボックス
3	小学校	西小	1	1				ボックス	ボックス
4	小学校	北小	1	1				ボックス	ボックス
5	小学校	<u>城下小</u>		1					ボックス
6	小学校	塩尻小	1	1				ボックス	ボックス
7	小学校	川辺小	1	1				ボックス	ボックス
8	小学校	神川小	1	1				ボックス	ボックス
9	小学校	<u>神科小</u>		1					ボックス
10	小学校	豊殿小	1	1				ボックス	ボックス
11	小学校	<u>東塩田小</u>		1					ボックス
12	小学校	<u>中塩田小</u>		1					ボックス
13	小学校	塩田西小	1	1				ボックス	ボックス
14	小学校	<u>浦里小</u>		1					ボックス
15	小学校	<u>川西小</u>		1					ボックス
16	小学校	南小	1	1				ボックス	ボックス
17	中学校	第一中	1	1		1	1	ボックス	ボックス
18	中学校	第二中		1		1			ボックス
19	中学校	第三中	1	1			1	ボックス	ボックス
20	中学校	第四中	1	1		1	1	ボックス	ボックス
21	中学校	第五中		1				ボックス	ボックス
22	中学校	塩田中	1	2	1			ボックス	ボックス
23	中学校	第六中	1	1			1	ボックス	ボックス

■ 重大事故発生時の緊急連絡先

消 防 ・ 救 急 . . . > 1 1 9
 上 田 警 察 署 . . . > 1 1 0
 上 田 市 役 所 . . . > 0 2 6 8 - 2 2 - 4 1 0 0
 教育施設整備室 . . . > 0 2 6 8 - 2 3 - 6 7 7 2

■ 市内小中学校(旧上田市)AED 設置箇所

No	学校種別	学校名	住 所	施設電話番号	AED 設置場所
1	小学校	清明小	大手 2-4-41	0268-22-0804	体育館入口
2	小学校	東小	材木町 1-10-13	0268-22-0105	正面玄関廊下
3	小学校	西小	常磐城 5-1-53	0268-22-0419	正面玄関廊下
4	小学校	北小	中央北 3-1-52	0268-23-1621	職員昇降口壁面
5	小学校	城下小	諏訪形 928-2	0268-23-0708	正面玄関エントランス
6	小学校	塩尻小	上塩尻 219	0268-22-1904	正面玄関の廊下右側保健室の壁面
7	小学校	川辺小	上田原 367	0268-22-5008	保健室前廊下
8	小学校	神川小	国分 1386	0268-22-5302	正面玄関横
9	小学校	神科小	住吉 386-1	0268-22-0652	①体育館入口 ②保健室外の入口右側壁面
10	小学校	豊殿小	芳田 968-1	0268-22-4004	保健室前廊下
11	小学校	東塩田小	古安曾 1113	0268-38-2717	体育館入口
12	小学校	中塩田小	中野 93	0268-38-2515	正面玄関入口
13	小学校	塩田西小	山田 476-1	0268-38-0900	正面玄関横
14	小学校	浦里小	浦野 237	0268-31-2001	体育館内ステージ南側壁面
15	小学校	川西小	仁古田 508	0268-31-2014	体育館入口
16	小学校	南小	中之条 485	0268-25-3721	体育館
17	中学校	第一中	国分 200	0268-21-2680	保健室外の入口向かって左側壁面
18	中学校	第二中	大手 1-1-45	0268-22-0103	社会体育入口正面壁面
19	中学校	第三中	中央北 3-3-62	0268-22-1622	昇降口
20	中学校	第四中	諏訪形 1200	0268-22-2753	第一校舎(北側)正面玄関
21	中学校	第五中	上野 441	0268-22-3076	正面玄関内(五中)、入口(上野が丘)
22	中学校	塩田中	中野 377	0268-38-2501	①第一体育館入口左側壁面(2 階) ②保健室入口右側廊下壁面
23	中学校	第六中	小泉 21-1	0268-22-4119	職員玄関入口ホール

(参考) 日本救急医療財団 全国 AED マップ

URL : <https://www.qqzaidanmap.jp/>



こちらの QR コードからアクセスできます

MEMO
